

広島県告示第千九十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第六十九条第一項の規定によつて、次のとおり聴聞を行う。

平成十九年十一月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

被聴聞者の住所及び氏名		住所	氏名	聴聞の日時	聴聞の場所	聴聞の事由
広島市東区中山中町一番一号	有限会社スマイルホーム 代表者 白戸学					
広島市東区中山中町一番一号	有限会社スマイルホーム 代表者 白戸学	広島市安佐南区上安一丁目一四番三五号	ナカハマホーム株式会社 代表者 中濱侑	平成一九年十一月二六日(月)午前一〇時から一〇時三〇分	広島市中区基町一〇番五二号 広島県庁舎本館地下入札室	法第六十五条第一項の規定に該当する。